

令和2年4月10日厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（以下、「0410通知」）に従うリタリンの取扱いについて

2020年4月20日
リタリン流通管理委員会

- 「1.医療機関における対応」及び「3.新型コロナウイルス感染症患者に対する診療等について」については0410通知に従いご対応ください。
 - 0410通知に従い、これまでにナルコレプシーの診断を受けており、2度目以降の診療の場合、オンライン・電話により診療をしていただくことが出来ます（初回診療でのオンライン・電話による診療は不可）。ただし、リタリンの処方通常通りリタリン登録医師のみが可能となります。
 - 「1.医療機関における対応」（4）について、0410通知に従い医療機関から患者が希望する薬局にファクシミリ等により処方箋情報を送付していただけますが、リタリンの調剤は通常通りリタリン登録薬局のみで可能となりますので、必ずリタリン登録薬局をご選択の上、処方箋情報のご送付をお願いいたします。

- 「2.薬局における対応」
 - （2）、（3）及び（5）については0410通知に従いご対応ください。
 - （1）及び（4）については、0410通知に加え、以下を追加でご対応ください。
 - ◇ リタリンの調剤はリタリン登録薬局に限り、調剤毎に通常通り処方医確認を実施し、リタリン登録医師からの処方であることを確認してから調剤してください。
 - ◇ ファクシミリ等により送付された処方箋により調剤を実施する場合、以下（ア）もしくは（イ）に従い確実に本人確認を実施してください。
 - （ア）かかりつけ薬局でリタリンを調剤する場合
 - 調剤時には、患者のなりすまし防止の観点から講ずべき措置については、0410通知の1.（2）①ウに準じて行った上で、0410通知の2.（4）に従い、患者本人に確実な授与等がなされる方法にて薬剤の配送対応を実施して良いこととする。
 - （イ）かかりつけ薬局以外でリタリンを調剤する場合
 - ファクシミリ等により送付された処方箋による初回調剤時には薬剤の配送対応は避けることが望ましく、お薬手帳や薬剤情報提供文書等により、いつもリタリンを調剤されていることを確認するとともに、写真貼付の証明書（マイナンバーカード、運転免許証または運転経歴証明書、パスポートのうちいずれか一種類）の呈示を求め、本人確認を実施することが望ましい。

- ◇ 前記の証明書がない場合は、健康保険の被保険証又は年金手帳又は納税証明書のうちいずれか二種類の提示を求めることで本人確認を的確に実施する。
- ◇ 患者本人ではなく家族もしくは日常的に患者本人の介護等にあたる方が代理で来局される場合は、お薬手帳及び上記で必要とされている本人確認のための証明書の原本を持参していただき、薬局にて確認することで患者の本人確認を実施したものと
する。
- 初回調剤時にどの書類にて本人確認を実施したかについては、可能な範囲で薬局にて記録に残しておく。
- 同一薬局で2度目以降の調剤を実施する際は、0410通知の2.(4)に従い、患者本人に確実な授与等がなされる方法にて薬剤の配送対応を実施して良いこととする。